

前橋市監査委員公表第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、福祉部の定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 4 年 3 月 11 日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	中	林		章

内 監

令和4年3月11日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前 橋 市 議 会 議 長 小曾根 英 明 様

前橋市監査委員

根 岸 隆 夫

同

長 岡 敏 夫

同

中 林 章

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査対象部局

福祉部

社会福祉課、子育て支援課、子育て施設課、長寿包括ケア課、介護保険課、障害福祉課、指導監査課

3 監査期間

令和4年1月18日から同年3月11日まで

4 監査対象

令和3年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和2年度も対象としました。

5 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

6 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 福祉部社会福祉課（指摘事項1件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

更生保護女性会補助金、地区民生委員児童委員協議会補助金において、交付申請書に添付された収支予算書に補助対象経費が明示されておらず、交付申請時の審査が適正に行われているか疑義が生じるものがあった。

また、群馬県中国残留帰国者協会前橋支部補助金において、概算払により補助金を支出しているが、概算払を必要とする理由書に、概算払の時期及び額の審査に必要となる収支状況書等の添付がなかった。

更に、令和2年度地区民生委員児童委員協議会補助金において、実績報告書の添付資料として収支決算書を受理しているが、補助対象経費が明示されていないもの、市補助金額より補助対象経費が少なく記載されているもの、決算額に誤りがあるものなどがあり、補助金額の確定審査資料としては不十分であったことから、補助金を過払いしているものがあった。

これらのことは、担当職員の認識不足はもとより、ほぼ全ての補助金において確認チェックリストを使用しておらず、起案者と係長によるダブルチェックが行われていないことも要因の一つであると考ええる。

補助金等交付規則、各補助金交付要項にのっとり適正な事務処理を行うとともに、チェック体制の整備を行うよう改善されたい。

(2) 福祉部子育て支援課（指摘事項1件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

児童扶養手当返還金、児童手当過払返還金において、納期限までに納入しない者に対し、納期限後20日以内に督促状を発していないものがあった。また、督促状に指定する納付の期限について、督促状を発した日から10日以内としていないものがあった。

平成30年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例第2条にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 福祉部子育て施設課（指摘事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 保育士就職前研修業務について

下記のとおり複数の事務処理誤りがあった。

契約規則、役務等業務に係る契約事務取扱要領、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

- a 当該業務は、契約方法を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約としているが、予定価格が10万円を超えているため2者以上の選定業者が必要であるにもかかわらず、1者により業者を決定していた。
- b 見積合わせ通知書には、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって採用金額とするので、見積者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載するよう指示し、見積書の提出を受けていたが、見積書に記載した金額のまま契約していた。
- c 予定価格調書の見積書比較価格は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額とすべきところ、消費税等を含む金額としていた。
- d 予定価格調書を見積合わせ当日に作成していた。
- e 受注者から免税事業者届出書の提出を受けたにもかかわらず、契約書の契約金額に内数として消費税及び地方消費税の額を記載し、契約を締結していた。

(イ) 契約書について

「公立保育所、児童館、児童クラブ産業廃棄物収集業務（北西部）」、「公立保育所、児童館、児童クラブ産業廃棄物収集業務（南東部）」において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号で規定する契約書に記載すべき事項のうち、一部項目の記載がなかった。

同施行令にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(4) 福祉部長寿包括ケア課（指摘事項2件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

地域包括支援センター業務、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務ほか複数の業務において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。

平成30年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 債務負担行為について

地域包括支援センター事業業務において、3年間の債務負担行為による契約を締結しているが、業務の実施起案及び仕様書に債務負担行為であることの記載がなく、また、契約書に債務負担行為に係る契約の特則を記載していなかった。

平成30年度の監査注意事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、役務等業務委託契約事務マニュアル、契約事務等Q&Aにのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 債権管理事務について（指摘事項）

老人福祉施設入所者負担金において、納期限までに納入しない者に対し、電話での催告は行っていたものの、納期限後20日以内に督促状を発していなかった。

平成30年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例第2条第1項にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(5) 福祉部介護保険課（指摘事項1件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

介護保険料の督促状に指定する納付の期限において、督促状を発した日から10日以内としていなかった。

税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例第2条第2項にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(6) 福祉部障害福祉課（指摘事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

福祉ホーム事業ほか複数の業務において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。

契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、適正な事務

処理を行うよう改善されたい。

(イ) 契約書の記載事項について

長期継続契約である第三福祉作業所等複合福祉施設消防設備保守点検業務、第三福祉作業所等複合福祉施設定期清掃業務の契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(7) 福祉部指導監査課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。